

## 第8章 計画の推進に向けて

### 1. 推進体制

本計画の対象地域は葛飾区全体、推進主体は区民・事業者・区とします。

「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画 平成20年（2008）」の策定・実施に伴い設置された、「葛飾区地球温暖化対策地域協議会」を推進体制の中核組織とします。

#### 1 葛飾区地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に基づき規定された、葛飾区の地域でできる地球温暖化対策について話し合い、みんなで力を合わせて温暖化防止の取り組みを行う組織です。

地球温暖化対策の基盤となるパートナーシップ型の組織として、本計画の推進にあたって協議・検討を行います。

各主体が地球温暖化対策事業に協働して取り組み、より効果的な対策を講ずることにより、日常生活における温室効果ガスを削減します。

主に、以下の役割を中心として活動します。

- 区民・事業者・区が協働して取り組む各事業の実施と情報提供
- 区民・事業者・区からの意見・要望のとりまとめ、情報交換
- 区に対する意見、情報提供

#### 2 葛飾区環境行動推進本部

環境関連施策全般の推進等のため、「葛飾区環境行動推進本部」が区役所内に設置されています。

当本部では、全庁的な連携を図り、各課横断的に地球温暖化対策事業に取り組むとともに、各主体、各部門での取り組みを総合的に推進し、進行管理を行います。

#### 3 区民・事業者・区との協働（パートナーシップ）

本計画の推進と目標の達成には、区民・事業者・区のそれぞれが、自らの役割を理解し、主体的に実践することが重要です。

温室効果ガス排出量削減という目標を共有したパートナーシップ型の地球温暖化対策を推進していきます。

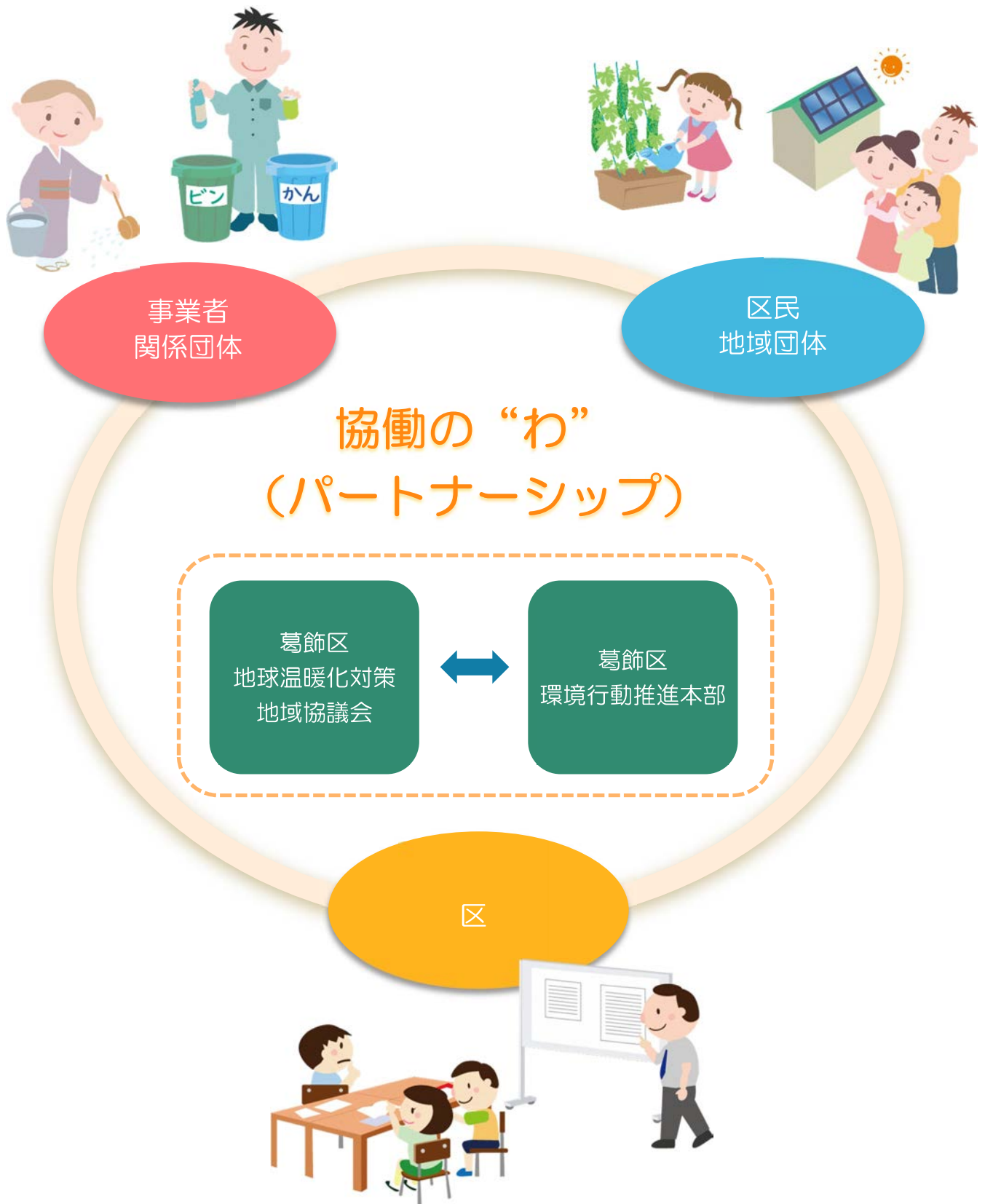


図 10 葛飾区地球温暖化対策実行計画 推進体制図

## 2. 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、葛飾区環境行動推進本部が、目標の達成に向けて、計画に基づく地球温暖化対策の推進状況について、定期的に点検・評価を行います。

点検・評価にあたっては、推進状況の客観的評価を行うため、温室効果ガスの排出量や施策の実施状況を定期的に把握し、公表します。

なお本計画は、地球温暖化対策をめぐる科学的知見の進展や技術革新・社会状況等を踏まえ、区民・事業者からの意見をできる限り反映し、5年を目途に見直しを行うこととします。

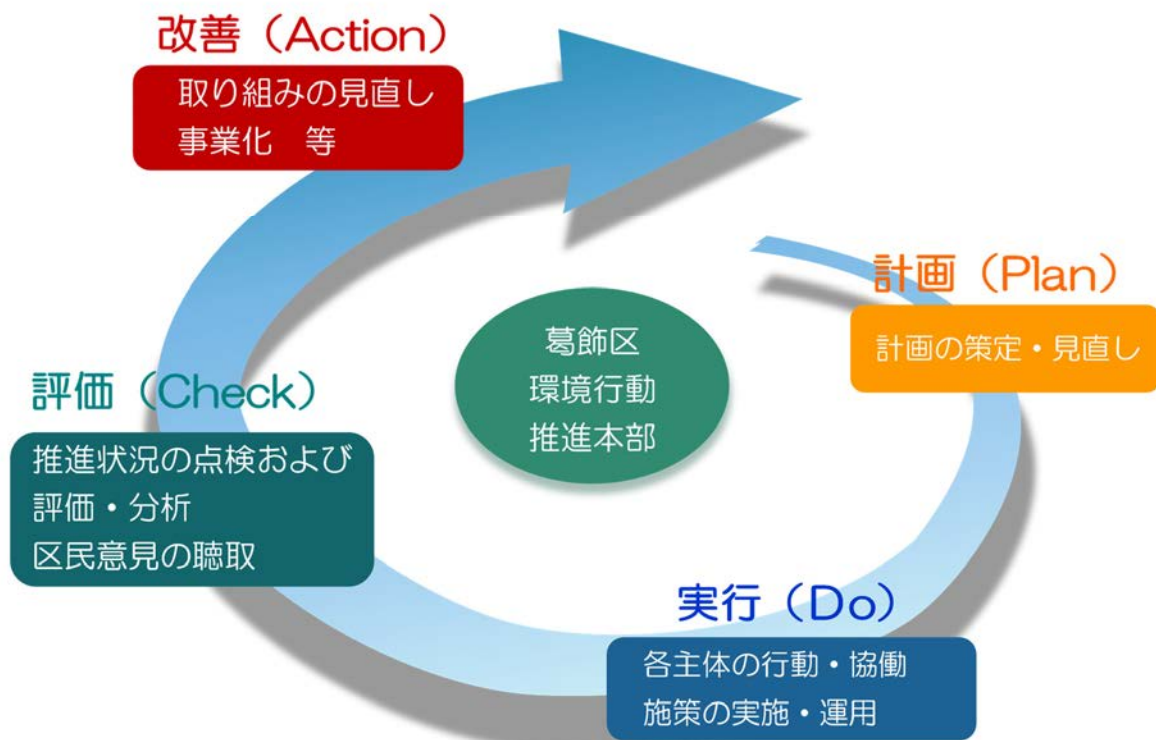
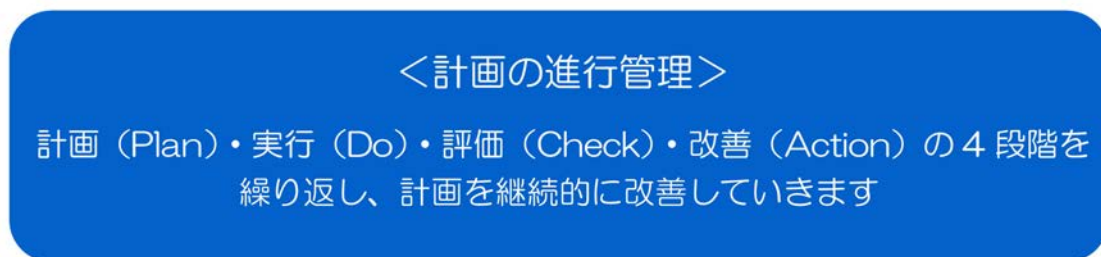


図 11 計画の進行管理 図（PDCA\*サイクル）